

# 電子インボイスの導入と活用

千葉商科大学  
中村元彦

---

---

# 目次

1. 問題意識
2. インボイス（適格請求書）制度とは
3. 電子インボイスの動き
4. 電子インボイスで何が変わるのか
5. デジタル化（含むAI）の進展で言われていること
6. 関連するデジタル化の動向
7. おわりに（会計・税務の明るい未来）

# 1. 問題意識

- 1. 実務におけるインボイス対応の業務量の増大
  - 「記載項目の確認を目視や手入力で行うことは困難を伴うことが予測される」：東京税理士会情報通No. 772（2021年5月）
  - 税務専門家は、帳簿のみならずインボイスまで確認するのであれば、業務量増大に対する報酬の問題が発生する。帳簿のみでのチェックで税務専門家としての責任が果たせるのか（損害賠償の恐れがないのか）
- 2. 企業におけるICTを利用する中での紙媒体による非効率性
  - 企業において、販売管理システムや会計システムなどのICTを利用しながら、請求書を紙で出力して送付するとともに、入金を通帳で確認している。取引相手側も紙媒体で入手後に自社のICTに入力しているが、非効率ではないのか。
  - 「8.4事業者のバックオフィス業務の効率化のための請求データ標準化」：デジタル・ガバメント実行計画、P81（2020年12月閣議決定）

## ぜひ考えてみて下さい（公開講座の振り返りとして）

1. インボイスが導入されて何が変わりますか（特に、会計専門家は業務量が増えますか？、増える場合に報酬は上げられますか？）
2. 中小企業において電子化が進み、販売などの定型的な仕訳が自動で行われる場合に、経理担当者・会計専門家の役割は何が変わりますか（事務所の職員は対応できますか？、報酬はどうか？）
3. 電子インボイスは使われると思いますか？
4. 若手が会計専門家（公認会計士・税理士）という職業に希望を感じているのでしょうか（希望を感じる職業になるにはどうすればいいのでしょうか）
5. その他（私は会計・税務に関して、明るい未来が来ると信じていますが、皆様はいかがですか）

## 2. インボイス（適格請求書）制度とは

- 2023年（令和5年）10月1日から義務化
- 国税庁のホームページでは、
- 適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
- インボイス制度とは、
- <売手側>
- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- <買手側>
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。
- [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_about.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)

## 【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

### 適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び 適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T012345...

△△商事(株) ← ⑥  
11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④

③ → \* 軽減税率対象

### 適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\* 又は適用税率

② XX年11月30日

スーパー○○  
東京都...  
登録番号 T123456... ①

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		④ ⑤ ③ ④ ⑤ ③ ④ ⑤
内 消費税額		¥324
10%対象		④ ⑤ ③ ④ ⑤
内 消費税額		¥550
お預り		¥1,000
お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載  
※両方記載することも可能

国税庁（2020）令和3年10月1日登録申請書受付開始！（リーフレット）

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020009-098\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020009-098_03.pdf)

事業者の方へ



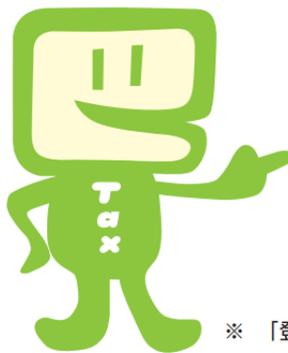
消費税の  
インボイス  
制度

令和3年10月1日

# 登録申請 受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

## 登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！！



- 「e-Taxソフト(WEB版)」、[e-Taxソフト(SP版)] をご利用  
いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が  
可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。

国税庁（2021）適格請求書等保存方式の概要

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritu/pdf/0020009-098\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritu/pdf/0020009-098_03.pdf)



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。  
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

# <インボイス制度>

## 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！



### 制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(\*)が導入されます。

制度導入後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(\*) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。



インボイス制度  
特設サイト



### 【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から  
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、  
令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

登録申請の受付開始

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度の導入

# インボイス（適格請求書）制度とは

- 仕入税額控除のためにはインボイス（適格請求書）の保存が要件
- インボイス：請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問わない
- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られる
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要がある。
- なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません
- インボイスの電磁的記録（電子データ）は可能：電子インボイス（電子帳簿保存法に準じた方法による保存）
- 想定されるメリット：送料や紙のコスト、システムへの自動での取り込みが可能、保管コスト等

### 3. 電子インボイスの動き

- 紙のインボイスから電子のインボイスへ
- 業務で考えると、アナログ処理からデジタル処理への変化が実現可能
- 単に、紙から電子ではなく、デジタルを前提とした業務のあり方そのものを見直すきっかけとなる可能性
- 「電子インボイス推進協議会」（英語名称：E-Invoice Promotion Association）：EIPA（エイパ）が中心となって検討
- 国際標準規格「Peppol（ペポル）」をベースとして電子インボイスの日本標準仕様を策定

# 電子インボイスは可能か

- 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A (国税庁)
- (問 28) 当社は、請求書を取引先にインターネットを通じて電子データにより提供していますが、この請求書データを適格請求書とすることができますか。
- 適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行ったときは、適格に相手方(課税事業者に限ります。)から求められたときは、適格に請求書を交付する必要がありますが、交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます (新消法57の4①⑤)。
- 新消法：28年改正法及び所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)による改正後の消費税法

# 適格請求書の写しの電磁的記録による保存

- (問 63) 当社は、自己の業務システムで作成した適格請求書を出し、書面で交付しています。
- 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません。が、書面で交付した適格請求書の写しとして、当該システムで作成したデータを保存することも認められますか。
- 国税に関する法律の規定により保存が義務付けられている書類で、自己が一貫して電子計算機を使用して作成したものについては、電帳法に基づき、電磁的記録による保存をもって書類の保存に代えることができることとされています (電帳法 4 ②)。
- 電帳法：所得税法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 11 号) による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 (平成 10 年法律第 25 号)

# 適格請求書の写しの電磁的記録による保存

- なお、作成したデータでの保存に当たっては、次の要件を満たす必要があります。
- ① 適格請求書に係る電磁的記録の保存等に併せて、システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）の備付けを行うこと（電帳規2②一、③）
- ② 適格請求書に係る電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと（電帳規2②二、③）
- ③ 国税に関する法律の規定による適格請求書に係る電磁的記録の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしておくこと又は適格請求書に係る電磁的記録について、次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと（電帳規2②三、③）
  - 取引年月日、その他の日付を検索条件として設定できること
  - 日付に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができること

# 適格請求書に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法

- (問 64) 当社は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供しています。
- 提供した電磁的記録については、保存しなければならないとのことですが、どのような方法で保存すればよいですか
- 適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは適格請求書を交際付しなければなりません。適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を相手方に提供することができます（新消法57の4①⑤）。
- その場合、適格請求書発行事業者は、提供した電磁的記録を
  - 電磁的記録のまま、又は
  - 紙に印刷して、
- その提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません（新消法57の4⑥、新消令70の13①、新消規26の8）。

# 適格請求書に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法

- その電磁的記録をそのまま保存しようとするときには、以下の措置を講じる必要があります（新消規26の8①）。
- ① 次のイから二のいずれかの措置を行うこと
- イ 適格請求書に係る電磁的記録を提供する前にタイムスタンプを付し、その電磁的記録を提供すること（電帳規4①一）
- ロ 次に掲げる方法のいずれかにより、タイムスタンプを付すとともに、その電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようしておくこと（電帳規4①二）
  - 適格請求書に係る電磁的記録の提供後、速やかにタイムスタンプを付すこと
  - 適格請求書に係る電磁的記録の提供からタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規定を定めている場合において、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかにタイムスタンプを付すこと
- ハ 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項について、次のいずれかの要件を満たす電子計算機処理システムを使用して適格請求書に係る電磁的記録の提供及びその電磁的記録を保存すること（電帳規4①三）
  - 訂正又は削除を行った場合には、その事実及び内容を確認することができること
  - 訂正又は削除することができないこと
- ニ 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと（電帳規4①四）

# 適格請求書に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法

- ② 適格請求書に係る電磁的記録の保存等に併せて、システム概要書の備付けを行うこと（電帳規2②一、4①）
- ③ 適格請求書に係る電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと（電帳規2②二、4①）
- ④ 適格請求書に係る電磁的記録について、次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと（電帳規2⑥六、4①）
- ※ 国税に関する法律の規定による電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしているときはii及びiiiの要件が不要となり、その判定期間に係る基準期間における売上高が1,000万円以下の事業者が国税に関する法律の規定による電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしているときは検索機能の全てが不要となります。
  - i 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索条件として設定できること
  - ii 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定できること
  - iii 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること

# わかりにくいので

- 問63（売手側）：紙でインボイスを交付しているが、システムから出力しているので、写しを出力せず、保存はデータで保存したい
- 問64（売手側）：データでインボイスを提供しているが、この保存をデータで保存したい（紙に印刷する方式も可）
- 問66（買手側）：データでインボイスの提供を受けたが、紙に出力して保存したい
- 問78（買手側）：データでインボイスの提供を受けたが、データで保存したい

## 提供された適格請求書に係る電磁的記録の書面による保存

- (問 66) 当社は、取引先から請求書を電子データにより提供を受けました。これを出力して保存することで、仕入税額控除の要件を満たしますか。
- なお、提供を受けた請求書データは、適格請求書の記載事項を満たしています。
- ご質問の請求書の電子データのように、適格請求書に係る電磁的記録による提供を受けた場合であっても、電磁的記録を整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面を保存することで、仕入税額控除の適用に係る請求書等の保存要件を満たします (新消規15の5②)。

# (注意) 電子帳簿保存法の改正

- 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。）：電子帳簿保存法
- 令和3年度の税制改正で抜本的に改正（原則、令和4年1月1日以後）
- 対象－電子取引：電子的に授受した取引情報をデータで保存
- 適正な保存を担保する措置における見直し
  - (1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置を廃止
  - 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能
  - (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税を10%加重

# 提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法

- (問 78) 当社は、取引先から、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録の提供を受けています。仕入税額控除の要件を満たすためには、電磁的記録をどのような方法で保存すればよいですか。
- 提供を受けた電磁的記録をそのまま保存しようとするときには、以下の措置を講じる必要があります(新消令50①、新消規15の5)。
- ① 次のイからニのいずれかの措置を行うこと
- イ タイムスタンプが付された適格請求書に係る電磁的記録を受領すること(受領した者がタイムスタンプを付す必要はありません。) (電帳規 4 ①一)
- ロ 次に掲げる方法のいずれかにより、タイムスタンプを付すとともに、その電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと (電帳規 4 ①二)
  - 適格請求書に係る電磁的記録の提供を受けた後、速やかにタイムスタンプを付すこと
  - 適格請求書に係る電磁的記録の提供からタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規定を定めている場合において、その業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかにタイムスタンプを付すこと
- ハ 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項について、次のいずれかの要件を満たす電子計算機処理システムを使用して適格請求書に係る電磁的記録を受領及びその電磁的記録を保存すること (電帳規 4 ①三)
  - 訂正又は削除を行った場合には、その事実及び内容を確認することができること
  - 訂正又は削除することができないこと
- ニ 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと (電帳規 4 ①四)

# 提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法

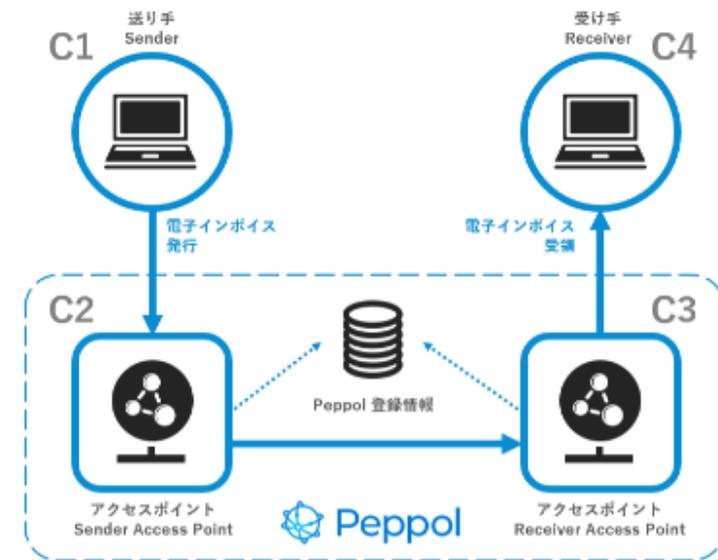
- ② 適格請求書に係る電磁的記録の保存等に併せて、システム概要書の備付けを行うこと（電帳規 2 ②一、4 ①）
- ③ 適格請求書に係る電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと（電帳規 2 ②二、4 ①）
- ④ 適格請求書に係る電磁的記録について、次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと（電帳規 2 ⑥六、4 ①）
- ※ 国税に関する法律の規定による電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっているときは ii 及び iii の要件が不要となり、その判定期間に係る基準期間における売上高が1,000万円以下の事業者が国税に関する法律の規定による電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっているときは検索機能の全てが不要となります。
- i 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索条件として設定できること
- ii 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
- iii 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること

# 平井大臣記者会見（令和3年9月3日）：記者会見要旨

- 3番目に、電子インボイスの標準仕様の策定等について報告させていただきます。
- 2023年10月からの消費税のインボイス制度への移行を契機とした事業者のバックオフィス業務の効率化の実現に向けて、昨年の夏より、官民が連携し、電子インボイスの標準仕様策定の取組を行ってきているところです。
- 昨年12月には、国際標準であるPeppolをベースとした標準仕様とすることとして、官民が連携して取り組む、デジタル化のフラッグシッププロジェクトとして、日本の法令や商慣習等に対応させるべく、各種調整等を行ってまいりました。
- そして、今般、その調整作業に一定の目処が立ち、Peppolの管理団体であるOpen Peppolのウェブサイトにて、日本の電子インボイスの標準仕様というものが、案なんですけれども、公開されました。今後、国内外の事業者等の意見も踏まえた上で、今月末を目途に、標準仕様の確定を目指していく。
- そして、Open Peppolへの加入申請手続をスタートするわけですが、デジタル庁は、今後、データオーナーティとして、今般の取組で策定された標準仕様の管理・運用を行います。そして、国内外の動向を踏まえて、その標準仕様の更新も行っていくということになります。
- そのために、デジタル庁は、Peppolの管理団体であるOpen Peppolのメンバーになり、わが国におけるPeppolAuthorityとなる必要があるということであります。
- 現在、その必要な手続を進めているところで、Open Peppol側の承認プロセスの進捗等にもよりますが、今月中、Open Peppolへのメンバー入りを目指していきたいというふうに考えています。
- この標準仕様の策定というのは、ゴールでは全くありません。あくまでも事業者のバックオフィス業務のデジタル完結を実現するための1つのツールを用意したということです。デジタル庁としては、この標準仕様の社会実装、ひいては国民がメリットを実感できるようにしていくところまで、引き続き、官民の連携の中心となって取組んでまいりたいというふうに思います。
- これは皆さま方の会社もそうだと思うんですけれども、バックオフィスの改革というのも待ったなしになります。煩わしい手作業というものはできるだけ避けて、生産性の向上を目指すというのは、このデジタル化による成長戦略の一環であるというふうに考えておりますので、ぜひ、報道もしていただきたい案件であると思います。

# 電子インボイス（「Peppol（ペポル）」）の概要

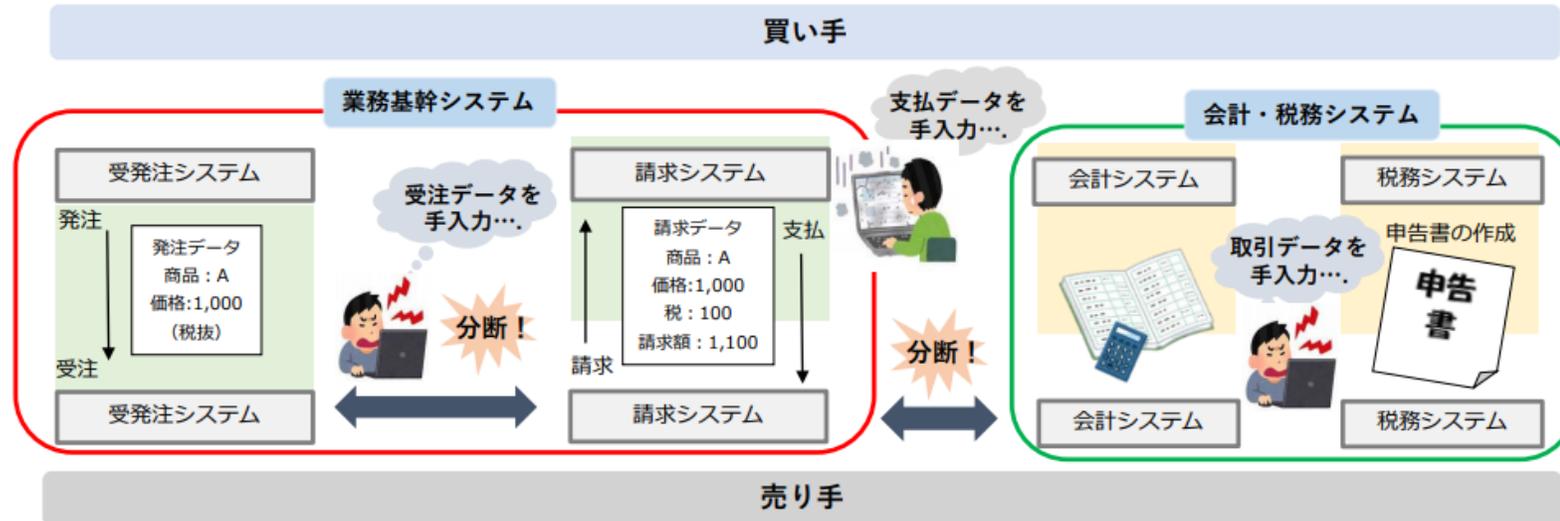
- ・ 国内の事業者が共通的に使える電子インボイスの仕様が重要：電子インボイス推進協議会において検討
- ・ 「Peppol」：電子インボイスなどの電子文書をネットワーク上で授受するための国際的な標準規格
- ・ 欧州各国をはじめ、シンガポール、オーストラリアなど世界30か国以上で採用
- ・ 「Peppol」を利用する事業者はPeppolのネットワーク上に利用登録を行えば、Peppolを利用しているあらゆる事業者と電子インボイスの授受が可能（電子メールのイメージ）



# 内閣官房IT総合戦略室

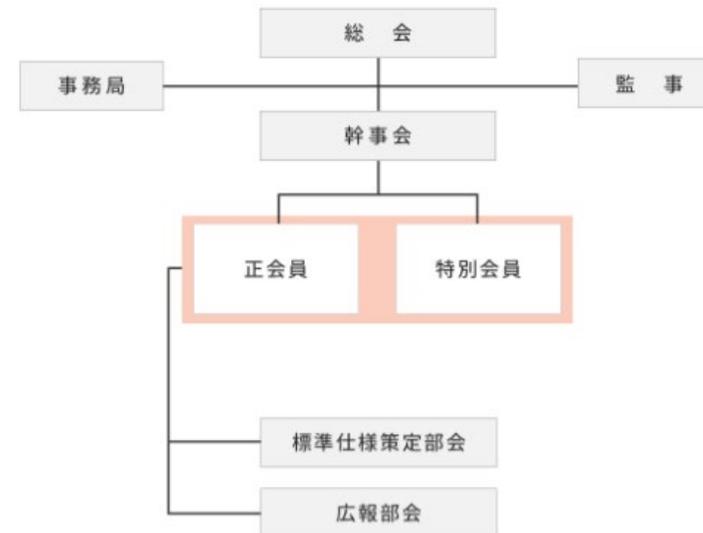
- 電子インボイスに係る取組状況について（令和2年12月9日）
- 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用促進基本計画（令和2年7月17日閣議決定）」
- インボイス制度が導入される令和5年10月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、請求書・領収書のデジタル化、キャッシュレス化及び税・社会保険手続の電子化・自動化を促進する。

## バックオフィス業務の現状（イメージ）



# 内閣官房IT総合戦略室

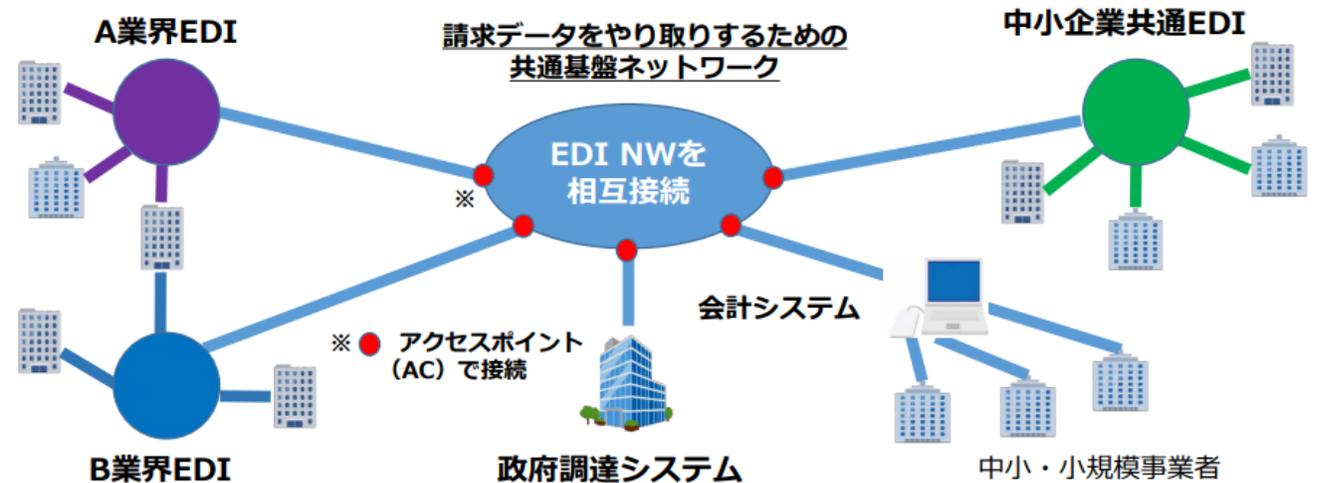
- 電子インボイスに係る取組状況について（令和2年12月9日）
  - バックオフィス業務全体のデジタル化、シームレスなデータ連携により、生産性向上も実現させ、社会全体の効率を向上させることは喫緊の課題。
  - 会計ソフトベンダを中心に「電子インボイス推進協議会（EIPA）」設立（2020年7月）。
  - EIPAは、官民連携のもと、2023年10月の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」導入を見据え、中小・小規模事業者から大企業まで幅広い事業者が共通的に使える「請求に係るデジタルな仕組み（電子インボイス）」の標準仕様の確立を目指す。
- 代表幹事法人弥生株式会社



# 内閣官房IT総合戦略室

- 電子インボイスに係る取組状況について（令和2年12月9日）
- 目指すべき「電子インボイスの標準仕様」は、中小・小規模事業者の方が負担のない快適なUI/UXで、「デジタル化」の恩恵を受けることができるように、
  - 幅広い事業者が、容易に、かつ、低コストで利用できる仕組みであること、
  - 既存の仕組みからの移行が容易であること、
  - グローバルな標準規格をベースとする、
- などの観点が重要となる。

実現すべきアーキテクチャ（イメージ）



# 今後のスケジュール

- 2020年12月：標準仕様に「PEPPOL」採用を決定
- 2021年半ば：電子インボイス国内標準仕様（初版） 公開予定
- 2022年秋：各企業がシステム運用できる状態に
- 2023年10月：インボイス制度開始
  
- 電子インボイス国内標準仕様（初版）：「Peppol」が定める標準規格について詳細な調査、分析を進めるとともに、「日本標準仕様」として必要な追加要件を整理し、電子インボイスの国内標準仕様(初版)の策定と公開を目指す。
- 会員各社は対応製品などの開発に向けた作業をEIPAと連携して進める。

# 日本版Peppol（日本標準仕様）で実現すべき主要な要件

- 電子インボイス推進協議会HP
- 平井デジタル改革担当大臣へ、標準仕様策定の現状報告時の資料

法令上の要件	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 日本の付加価値税である消費税を扱えること</li><li>■ 法令上の請求書等(インボイス、返還インボイス等)を識別できること</li><li>■ 法令上必要な事項を記載できること</li><li>■ 金額が整数で適切に記載されること(適切な端数処理も含む)</li><li>■ 買手から売手に交付する仕入明細書に対応すること</li></ul>
業務上の要件	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 日本の一般的な業務に対応すること<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 例えば、日本で一般的に利用される金融機関情報は、SWIFTコードやIBANなどの国際規格の金融機関コードと異なる</li><li>◆ 可能な限り既存の仕様で吸収し、やむを得ない場合にのみ拡張を検討する</li></ul></li><li>■ 複数の納品取引を一つのインボイスに合算できること(合算請求書)</li><li>■ 登録事業者以外も利用できること<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 登録事業者以外が交付する区分記載請求書を扱えること</li></ul></li></ul>

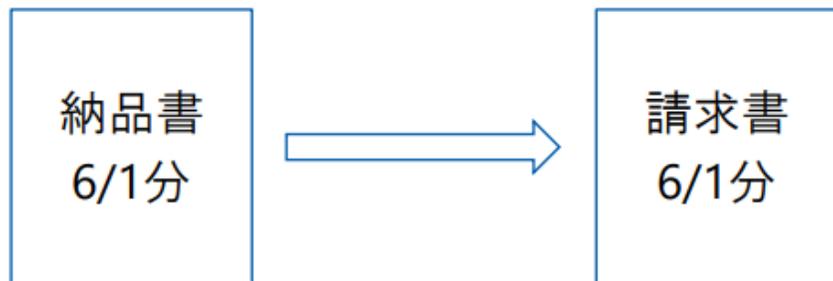
# 日本版Peppol（日本標準仕様）で実現すべき主要要件

- 都度請求書と合算請求書

## 都度請求書

### ■ 1納品書 = 1請求書

- ◆ 納品後すみやかに請求書を作成



- ◆ 納品書がないケース、逆に納品書が請求書を兼ねるケースもある

## 合算請求書

### ■ N納品書 = 1請求書

- ◆ 月末など所定のタイミングで複数の納品書を合算して請求書を作成



- ◆ 合算請求書上の明細がどの納品書に由来しているのかを明記することによって、支払処理の自動化が可能

# デジタルを前提として業務を見直すことも必要

- 電子インボイスを活用する上では、**業務の前提条件が変わる**
  - ◆ 見られる/手で作業することが前提とされない
  - ◆ 逆に、人によって見られない、機械で自動的に処理されることが前提となる
- デジタルを前提とすると、**中長期的には合算請求書から都度請求書にシフト**するはず
  - ◆ そもそも、合算請求書は、手作業の集約化や郵送費用の削減のため
  - ◆ 機械で処理される、郵送費用が不要となるのであれば、合算請求書である必要性は下がる
  - ◆ 経営のリアルタイム化の観点からは、本来は都度請求書の方が望ましいはず
- 全てがデジタルに一気に切り替わるわけではないことから、一旦は電子インボイスでも合算請求書を扱えることを目指すが、**本来は業務そのものの見直しが必要**になることに留意が必要
  - ◆ 人が見ない以上、「お取引有難うございました」も意味はなくなる

## 日本版 Peppol における検討事項

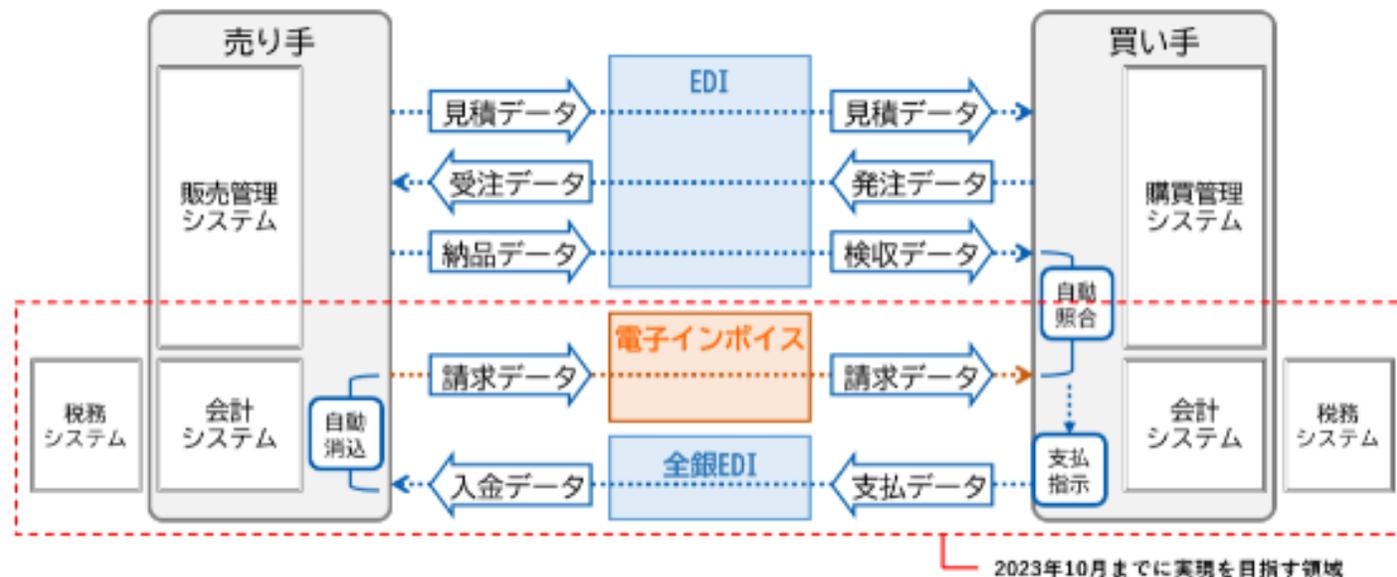
- 請求書：都度請求書、合算請求書、納品書、仕入明細書、口座残高情報
- 税抜表記/税込表記
- 修正インボイス
- 適格返還請求書
- 免税事業者の扱い
- 事業者を識別する仕組み 等

## 4. 電子インボイスで何が変わるのか

- 目指すべきもの：インボイスの電子化だけではなく、企業の業務プロセスのデジタル化（バックオフィス業務の効率化）
- 中小企業でよくあるパターン
  - FAXでの受発注
  - 業務システムで作成した請求書を紙に印刷し、郵送する（売手側）
  - 受け取った請求書を見ながら、業務システムに入力する（買手側）
  - 紙の証憑書類に基づいて、会計システムに入力する
- デジタル化されていれば、処理の自動化が可能となるのではないか（業務効率化、データ分析などの活用）

# 理想の姿

- 電子インボイスの利用を通じて請求～支払、さらに後工程の入金消込業務までシームレスにデータ連携されることで、バックオフィス業務の効率化を図る
- さらに、電子インボイスの普及によって事業者の業務デジタル化が加速し、前工程である見積・受発注までもデジタル化が波及



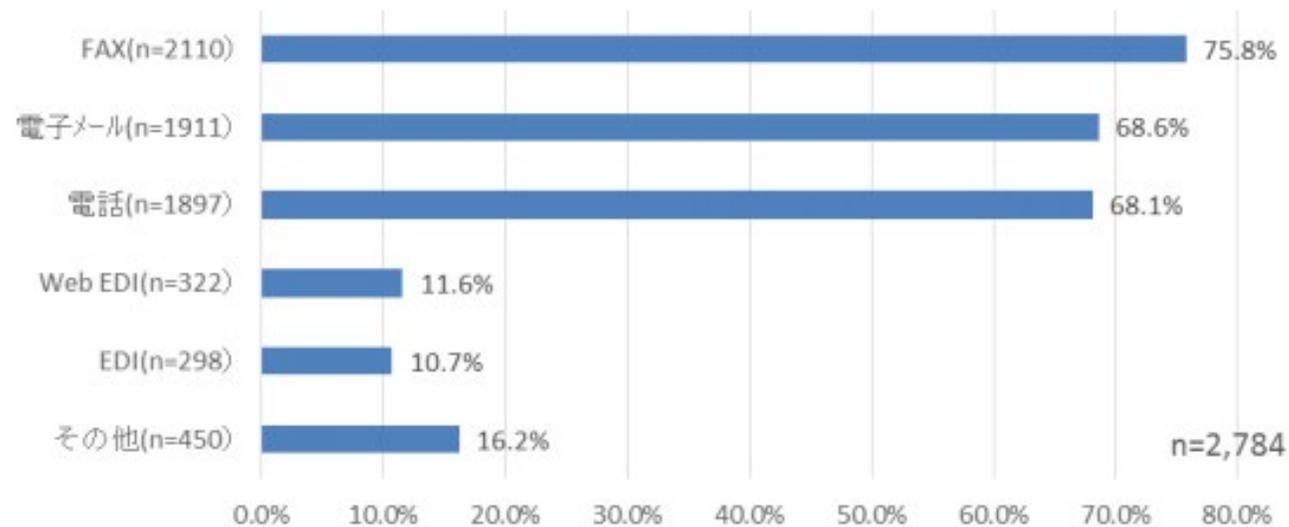
電子インボイス推進協議会  
HP

<https://www.eipa.jp/peppol>

# 中小企業におけるFAX

- 受発注ともに FAX が最多、次いで電子メール、電話
- 従業員数が多くなるにつれ、EDI/Web EDI の利用割合が増加

図表 82 発注方法



「経営診断ツールの認知・活用状況及び、決済・資金調達の実態に関する調査」調査報告書：経済産業省委託事業（2019年2月）

[https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/H30FY/000332.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000332.pdf)

# 会計処理の自動化における事例

- 中小企業会計学会全国大会、統一論題討論（2019年8月20日）：「中小企業における会計情報の信頼性の担保とITの活用」（千葉商科大学、中村元彦）
- 税理士事務所での2019年3月から5月までの仕訳に関して自動化率の高い上位6件

番号	業種	売上（百万円）	対象期間：2019年3月～5月		
			自動仕訳数	全仕訳数	自動化割合
1	ソフトウェア卸売業	1,542	7,612	7,781	97.8%
2	服飾品小売業	32	3,680	3,763	97.8%
3	司法書士事務所	204	8,582	8,915	96.3%
4	税理士事務所	101	1,457	1,518	96.0%
5	金属製品製造	4,251	12,520	13,260	94.4%
6	鉄製品製造加工業	1,720	17,421	18,600	93.7%

# 会計処理の自動化における事例

- 販売システムなどから出力されるデータをRPA等も活用して、決算整理などの人間が作業しなければならない業務を除き、可能な限り自動化を進めている。
- また、決算整理も貸倒引当金など自動化できるものは進めているとのことである。
- 税理士事務所としてのチェックに関しては、決算整理を中心とした自動化されていない仕訳を中心に問題がないかを検討していると述べている。
- また、効率化は確実に図れており、経理業務を受託している場合には、委託している法人での経理の人員はゼロとのことであった。
- 但し、自動化の対象は、例えば売上のであれば販売管理システムから返品管理のデータを自動的に会計仕訳に交換処理、逆の戻りなど、システムで自動的に処理する。また、システムで自動的に処理する。また、システムで自動的に処理する。また、システムで自動的に処理する。

# 会計処理の自動化における事例（NO.6の会社）

番号			件数	割合
A	総仕訳数		6,257	
B	FinTechからの仕訳計上	入金・出金データ	635	
C	仕訳読込テンプレートからの仕訳計上	売上明細：販売管理システム	3,709	
		仕入台帳：Excel	1,472	
		現金出納帳帳（本社）：Excel	120	
		現金出納帳（第2工場）：Excel	29	
		現金出納帳（岩手）：Excel	12	
		部門振替：Excel	108	
D	自動仕訳数	B + C	6,085	
E	仕訳入力業務削減率	$D / A$		97.3%
F	仕訳手入力件数	$A - D$	172	

# 会計処理の自動化における事例

- 番号6の鉄製品製造加工業の会社（社員150名、経理1名）に関して、ある特定の月における仕訳の自動化の状況を分析したものである。
- 番号Cにある自動で取り込む前の販売管理システムや現金出納帳の作成に人手が介在しているため、内部統制が有効に整備・運用されていないと現場での不正や誤謬が生じてしまう。
- 番号Fの仕訳手入力172件の内、現金領収書が約100枚、ネットバンキングを使っていない口座の預金入力が約30件程度、修正仕訳が約20件程度とのものであった。
- 現状では効率性に重点が置かれているが、税理士によると、信頼性に関しても利用しているソフトにおいて、異常データの分析や内部統制機能の組み込みなど、より向上に向けた取組を開始しているとのことであった。

# 会計業務への影響

- 手書きの帳簿から会計ソフト（会計システム）に移行した企業では、経理もは  
手書きの内容から削減している。これが自動化の業務に移行した企業では、経理もは  
手書きの内容から削減している。これが自動化の業務に移行した企業では、経理もは
- 大企業では、銀行などからデータを購入して処理していたが、この  
大企業では、銀行などからデータを購入して処理していたが、この  
大企業では、銀行などからデータを購入して処理していたが、この
- 税法の改正により、スキヤナ保存と可能となつてきたり、  
税法の改正により、スキヤナ保存と可能となつてきたり、  
税法の改正により、スキヤナ保存と可能となつてきたり、

# 手書きから会計ソフトによる人員の変化

- 三井造船株式会社の経理のシステム化について、1960年頃の事業所の経理部の状況は、給与計算と原価計算は機械化がなされていたが、約60人の人間がソロバンとタイガー計算機を主な計算手段として使用して行っていたが、1976年に一般会計が全社的に機械化され、1992年には人数は当時の3分の1で、手書きの帳簿は全く姿を消し、ほとんどの仕事が機械化された。
- 上田正治(1992)「経理のシステム化に思う」『企業会計』中央経済社Vol.44、114ページ。

# 会計データのビッグデータ化

- 今までの公認会計士や税理士の考え方：クライアントの会計データ（1社のみデータ）
- 作成するものが同じであり、同一の会計ソフトであれば、10万社でも100万社でも会計データ（ビッグデータ）として考えることが可能
- ある取引が生じた際に、100万社で95%がこの会計上の処理を行っている则表示されたときに、経理担当者、公認会計士や税理士は何が求められるのか？
  - 今後の会計教育の問題

## 5. デジタル化（含むAI)の進展で言われていること

- 株式会社野村総合研究所
- Carl Benedikt Frey and Michael A. Osborne(2013)The Future of Employment
- 日経の記事と世界経済フォーラム
- 経済産業省：新産業構造ビジョン

# 会計とAI：会計業務がなくなる？

- 「日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に」
  - ~601種の職業ごとに、コンピューター技術による代替確率を試算～
  - 株式会社野村総合研究所
  - 2015年12月02日プレスリリース
  - [https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202\\_1.pdf](https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202_1.pdf)
- 人工知能やロボット等による代替可能性が高い100種の職業
  - 経理事務員
  - データ入力係
  - 会計監査係員
- Carl Benedikt Frey and Michael A. Osborne(2013) *The Future of Employment: How Susceptible are Jobs to Computerisation?*, Oxford University Programme on the Impacts of Future Technology.
  - Bookkeeping, Accounting, and Auditing Clerks
  - Accountants and Auditors

# 日経の記事と世界経済フォーラム等

- 2021年8月11日、日経新聞1面
- デジタル化などに伴う2025年までの世界の雇用の増減予測
- 減る主要職種
  - 事務員
  - 秘書
  - 会計士
  - 工場労働者
- 2020年の世界経済フォーラムの資料を基に作成

# 日経の記事と世界経済フォーラム

FIGURE 22

Top 20 job roles in increasing and decreasing demand across industries

## ↗ Increasing demand

1	Data Analysts and Scientists
2	AI and Machine Learning Specialists
3	Big Data Specialists
4	Digital Marketing and Strategy Specialists
5	Process Automation Specialists
6	Business Development Professionals
7	Digital Transformation Specialists
8	Information Security Analysts
9	Software and Applications Developers
10	Internet of Things Specialists
11	Project Managers
12	Business Services and Administration Managers
13	Database and Network Professionals
14	Robotics Engineers
15	Strategic Advisors
16	Management and Organization Analysts
17	FinTech Engineers
18	Mechanics and Machinery Repairers
19	Organizational Development Specialists
20	Risk Management Specialists

## ↘ Decreasing demand

1	Data Entry Clerks
2	Administrative and Executive Secretaries
3	Accounting, Bookkeeping and Payroll Clerks
4	Accountants and Auditors
5	Assembly and Factory Workers
6	Business Services and Administration Managers
7	Client Information and Customer Service Workers
8	General and Operations Managers
9	Mechanics and Machinery Repairers
10	Material-Recording and Stock-Keeping Clerks
11	Financial Analysts
12	Postal Service Clerks
13	Sales Rep., Wholesale and Manuf., Tech. and Sci.Products
14	Relationship Managers
15	Bank Tellers and Related Clerks
16	Door-To-Door Sales, News and Street Vendors
17	Electronics and Telecoms Installers and Repairers
18	Human Resources Specialists
19	Training and Development Specialists
20	Construction Laborers

The Future of Jobs Report2020 (World Economic Forum)  
[http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_Future\\_of\\_Jobs\\_2020.pdf?fbclid=IwAR3S6oIXgu-q7RNHv3AZ2u\\_gktTKy8VVfi4EMh1ls2SnANfuB0OVYSkAZp8](http://www3.weforum.org/docs/WEF_Future_of_Jobs_2020.pdf?fbclid=IwAR3S6oIXgu-q7RNHv3AZ2u_gktTKy8VVfi4EMh1ls2SnANfuB0OVYSkAZp8)

Source

Future of Jobs Survey 2020, World Economic Forum.

# 経済産業省：新産業構造ビジョン（平成29年5月30日）

- 就業構造転換のポイント
- AIやロボット等の出現により、定型労働に加えて非定型労働においても省人化が進展。人手不足の解消につながる反面、バックオフィス業務等、我が国の雇用のボリュームゾーンである従来型のミドルスキルのホワイトカラーの仕事は、大きく減少していく可能性が高い
- <バックオフィス>
- バックオフィスは、AIやグローバルアウトソースによる代替によって減少
- （職業例） 経理、給与管理等の人事部門、データ入力係
- <https://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170530007/20170530007-2.pdf>

# 変革シナリオにおける就業構造

- 経済産業省「新産業構造ビジョン 中間整理」（平成28年4月27日）
  - 経理・給与係などのバックオフィスの職業は、AI・ビッグデータ・IoT・ロボットによる代替が進み、減少する。
- ◆代替されないもの
- 経営戦略策定や研究開発者といった上流工程、高度なコンサルティング機能が競争力の源泉となる商品・サービス等
  - 高級レストランの接客のような人が直接対応することが質・価値の向上につながる高付加価値な低代替確率のサービス

# 就業構造の試算結果

※2015年度と2030年度の比較

職業	変革シナリオにおける姿	職業別従業者数		職業別従業者数（年率）	
		現状放置	変革	現状放置	変革
⑦ IT業務 製造業向けのIoTビジネスの開発者、 ITセキュリティ担当者 等	製造業のIoT化やセキュリティ強化など、産業全般でIT業務への需要が高まり、従事者が <b>増加</b> 。	-3万人	+45万人	-0.2%	+2.1%
⑧ バックオフィス 経理、給与管理等の人事部門、 データ入力係 等	AIやグローバルアウトソースによる代替が進み、 <b>変革の成否を問わず減少</b> 。	-145万人	-143万人	-0.8%	-0.8%

## 6. 関連するデジタル化の動向

- ① ZEDI（全銀EDIシステム）
- ② 中小企業共通EDI
- ③ ISO21378「監査データ収集」（Audit data collection）

# ①ZEDI

- 全銀EDIシステム（ZEDI）が平成30年12月から稼働
- ZEDIは、XML電文により、企業間の送金電文に取引明細などの商流情報の添付を可能にし、売掛金等の自動消込等による企業の決済事務の効率化、生産性の向上を目指す
- ZEDIでは、支払企業から受取企業に振込を行う際に、さまざまなEDI情報（支払通知番号・請求書番号など）を添付可能としており、債権の消し込み業務や不一致の際の問い合わせ業務が大幅に削減できるとともに、自動化も可能となってくる。
- ZEDIの活用は、業務効率の向上に加えて、正確性の向上及び網羅性の確保にもつながり、会計情報の信頼性にも有用であると考えられる。

# 売掛金と振込入金情報の照合（現状）

## 振込入金情報

データ区分	照会番号	勘定日	入払区分	取引区分	取引金額	振込依頼人名	仕向銀行名	仕向支店名	EDI情報
2	1	290825	1	11	000067427880	マルマルギョウ(カ)	ミカバンク	パナ	
2	2	290825	1	11	000021431950	マルマルグループ(カ)	スイカバンク	アガハ	

## 売掛金明細

取引先名: ○○産業株式会社 検索日: [ ] ~ [ ] 検索

<< ページ: 1 >> 1~15 / 15件中

取引先	請求日	入金期日	請求番号	注文番号	品名コード	品目名	単価	数量	金額
○○産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	ORD-17JUL-10001	3100-0444	1LAS	¥15,000	10	¥162,000
○○産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	ORD-17JUL-10002	1001-0001	B6ZKSD-1	¥399,980	8	¥3,455,827
○○産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	ORD-17JUL-10003	5000-9900	CTGPP	¥4,560	100	¥492,480
○○産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	ORD-17JUL-20004	3100-0444	1LAS	¥15,000	10	¥162,000
○○産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	ORD-17JUL-20005	1001-0001	B6ZKSD-1	¥399,980	32	¥13,823,309
○○産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	ORD-17JUL-20006	5000-9900	CTGPP	¥4,560	100	¥492,480
○○産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	ORD-17JUL-30007	3100-0444	1LAS	¥15,000	10	¥162,000
○○産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	ORD-17JUL-30008	1001-0001	B6ZKSD-1	¥399,980	4	¥1,727,914
○○産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	ORD-17JUL-30009	5000-9900	CTGPP	¥4,560	100	¥492,480
○○産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	ORD-17JUL-30010	3100-0444	1LAS	¥15,000	10	¥162,000
○○産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	ORD-17JUL-30011	1001-0001	B6ZKSD-1	¥399,980	32	¥12,959,352
○○産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	ORD-17JUL-30012	5000-9900	CTGPP	¥4,560	100	¥492,480

<< ページ: 1 >> 1~15 / 15件中

代行会社からの  
支払等で  
振込依頼人名が  
合わない

勘定日と支払期日の  
ズレ等により  
ミスマッチが発生

合算支払いのため  
合計金額が合わない

全銀EDIシステム（ZEDI）のご紹介：[https://www.zengin-net.jp/zedi/pdf/zedi\\_introduction.pdf](https://www.zengin-net.jp/zedi/pdf/zedi_introduction.pdf)

# ZEDIの期待効果①～業務効率化・生産性向上～



支払企業も受取企業も、  
**経理業務の効率化と生産性向上**が実現できます！



支払企業



受取企業

情報を  
添付



問合せ対応負担軽減

受取企業の事務負担  
**6割減！**



消込業務が効率化

※(出所)一般財団法人流通システム開発センター  
共同実証の結果報告資料(2014年12月)

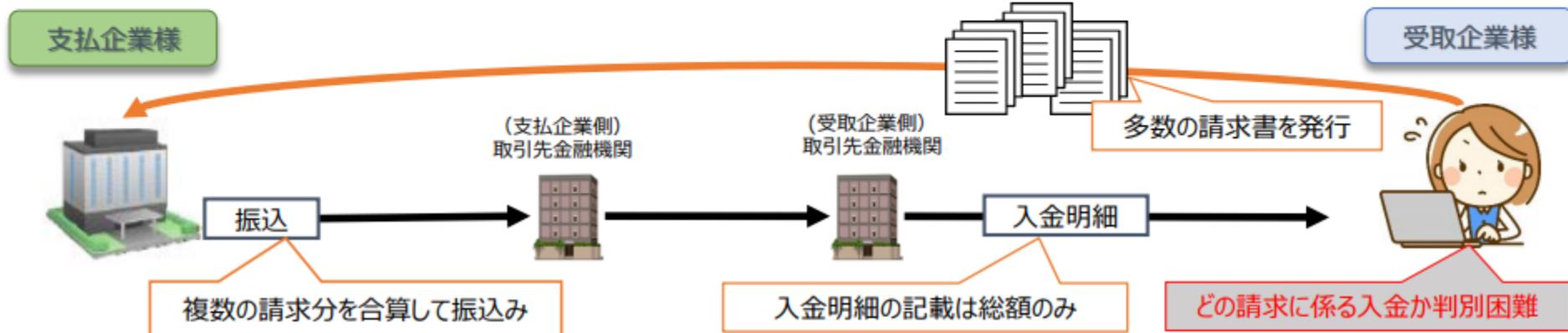
# 利用するためには

- ZEDI（金融EDI）に対応したEB（エレクトロニックバンキング、FBとも言います）が必要
- 会計ソフトも対応できるか確認が必要
- 取引先もZEDIを利用する必要
  
- 請求書番号や金額の相殺理由・相殺金額など、売掛金の入金確認作業に必要な情報を自由に添付が可能

# 例① 複数の請求を合算して振込・入金された内訳を知りたい

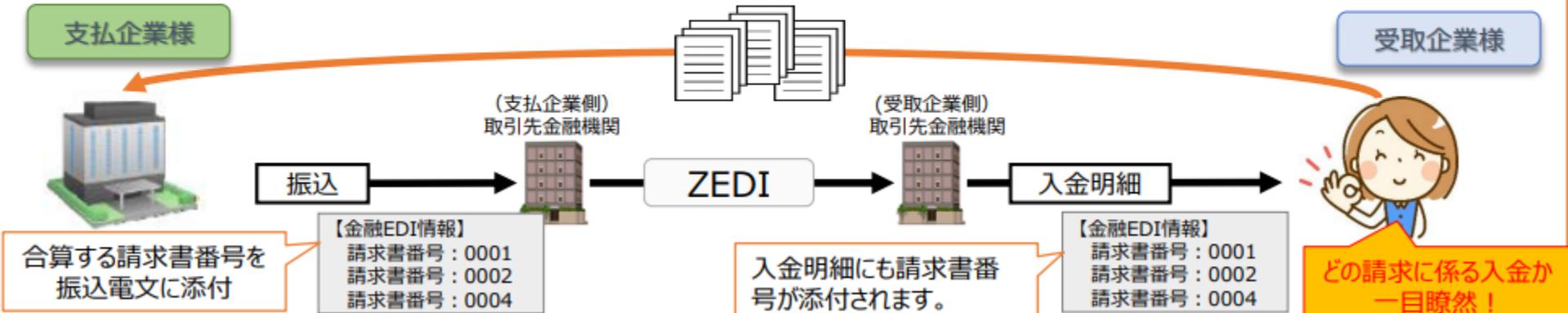
## 受取企業様のお困りごと

- 締め日等のまとめ合算振込により、入金額がどの請求に関するものであるかの判別が困難。



## S-ZEDI活用による解消例

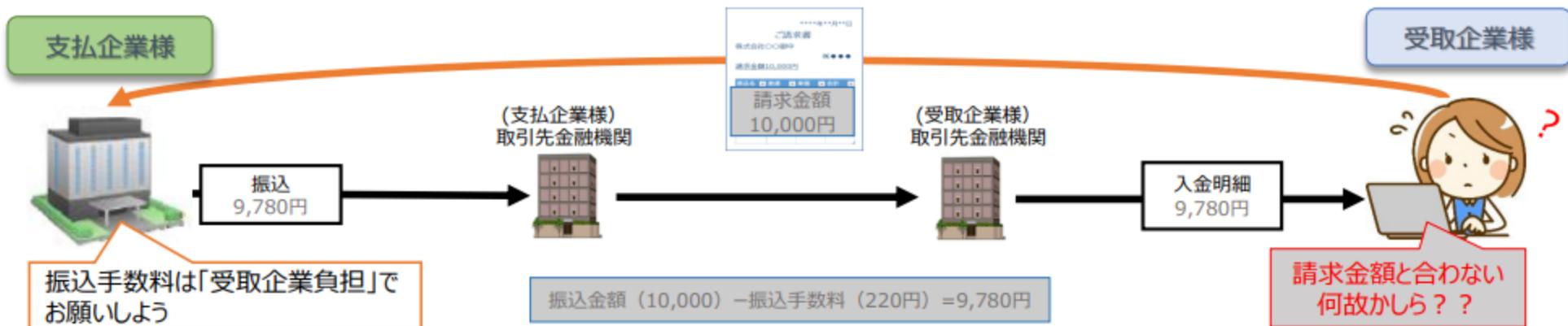
- S-ZEDIの項目「請求書番号」に、個々の請求書番号を入力してもらうことで、合算振込に含まれる請求書がわかります。



# 例⑤ 請求書の金額と振込・入金された金額の差異が振込手数料であることを知りたい

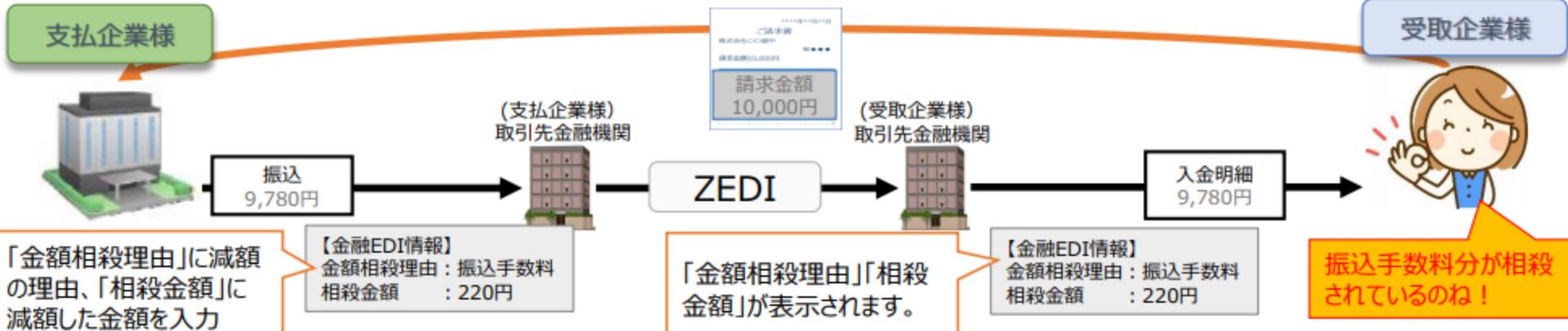
## 受取企業様のお困りごと

- 振込手数料が請求金額から差し引かれ、請求書の金額と振込金額が合致しない。



## S-ZEDI活用による解消例

- S-ZEDIの「金額相殺理由」、「相殺金額」を入力してもらうことで、振込手数料としていくら引かれているかがわかります。



# 普及に向けて

- 一般社団法人全国銀行  
資金決済ネットワークHP  
から一部抜粋  
(令和3年3月15日)

## 全銀 EDI システム利用促進助成先の選定について

当法人は、全銀 EDI システム（以下、「ZEDI」という。）利活用の好事例を創出するための利用促進助成施策の助成先として、今般、下記の応募プロジェクト（五十音順）を選定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式会社グローバルワイズ／愛知県 (<https://www.g-wise.co.jp>)

中小企業共通 EDI に準拠した受発注・請求ソフトである「EcoChange」を利用して、受発注企業の間における受発注情報から仕入明細（検収情報）、振込・入金情報までをデジタルデータ化し、EDI の仕組みで一気通貫に情報連携する。

<業務合理化・効率化の概要>

- ① 請求データから振込依頼を簡単に作成できること。
- ② 請求データを支払内訳として振込情報に添付できること。
- ③ 振込情報に添付された支払内訳により、入金消込作業を自動化できること。

#### 2. 株式会社スマイルワークス／東京都 (<https://www.smile-works.co.jp>)

商流 EDI 機能付きクラウド ERP「SmileWorks」をベースに OEM 提供した「ふくぎん EASYBIZ」を ZEDI と連携させて、中小企業共通 EDI に準拠した受発注から決済までの EDI による連携を確認する。

<業務合理化・効率化の概要>

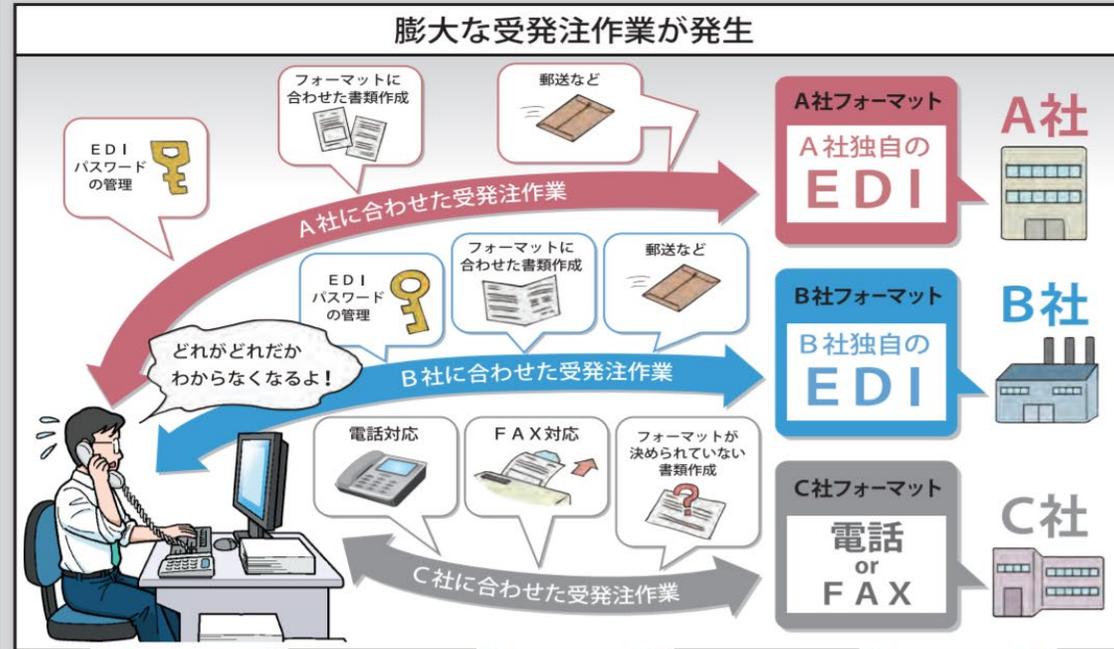
- ① 注文書や請求書等の作成や送受信をクラウドで完結し取引の電子化ができること。
- ② 会計業務への連動による負担軽減（取引先ごとの集計や資金繰り管理の自動化）。
- ③ 入出金明細データと連携して入金予定一覧から消込作業を自動化できること。

## ②中小企業共通EDI

- 中小企業共通EDI Ver3.0の公表（2020年4月）
- 受発注業務における業種の垣根を越えた企業間取引データ連携システム
- FAXによる受発注では、文字の読みにくさによる誤入力やデータの再利用ができないことによる非効率性があり、電子化を進めようとしても、大手企業毎にフォーマットが異なることから利用端末がバラバラなどの問題がある。そこで、異なるベンダー製アプリ間でEDIデータ交換を可能とする中小企業共通EDI標準を作成したものの。
- 銀行口座への送受金の情報と受発注の情報が連携も可能であり、ZEDIへも対応している。また、データが標準化されているため、過去の受発注の情報をビッグデータとして経営に利活用することも可能であり、経営管理上からも有用である。

# 導入前

現在、商取引において発生する注文書、納品書、請求書等を、取引先企業毎のフォーマットに合わせて作成・送付している。



## 大きなデメリット1



企業ごとに異なるフォーマットの注文書や納品書の作成に手間がかかるだけでなく、郵送の手間や代金などの負担が常に発生します。

## 大きなデメリット2



電話の聞き取りミスや、FAXをパソコンへ入力する際のミス、計算ミスなど、取引件数が増えるほどにミスが多くなります。

## 大きなデメリット3



書類を探すのが手間な上に、保管するスペースも必要です。紙での保管は書類紛失の危険にもさらされます。

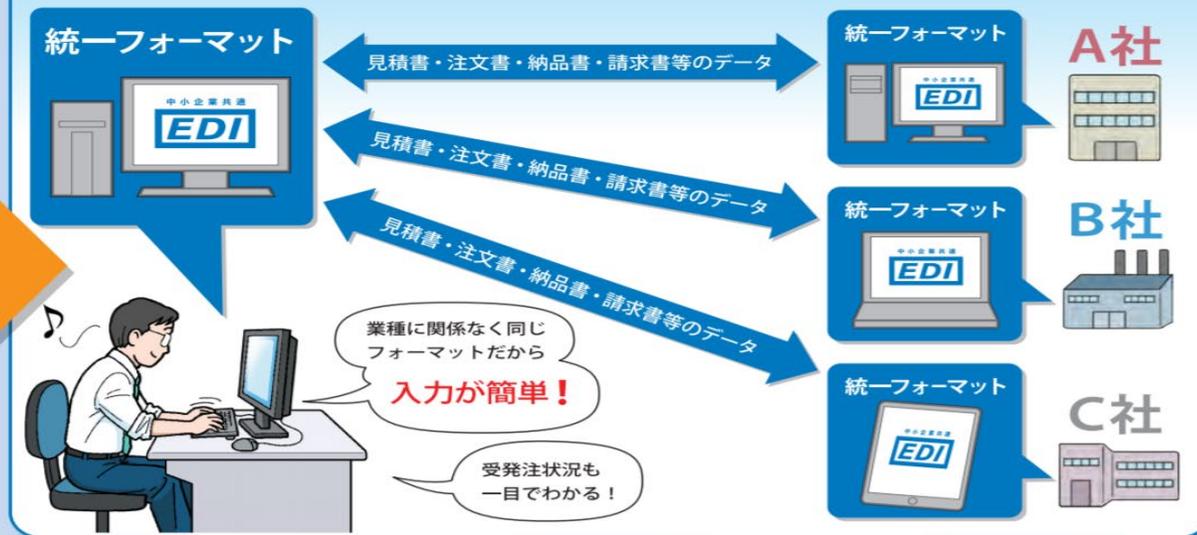
中小企業庁作成パンフレット：  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/2018/180514pamfletEDI.pdf>

# EDI 導入後

**ご注意！**

取引先が中小企業共通EDIを導入していない場合、統一フォーマットでの受発注や、入力データを相手先に自動登録することは出来ません

入力したデータがリアルタイムで自動的に相手先へ登録



## 大きなメリット ①

効率UPでコスト削減



統一されたフォーマットのため、入力が簡単です。  
注文書や請求書などをデータ化してやりとりするため、紙の書類作成・送付・受注など一連の作業にかかる手間を大幅に軽減できます。

## 大きなメリット ②

人的ミスを軽減



自動登録

中小企業共通EDIを利用すると、発注側が入力したデータは相手先のPCへ自動的に登録されます。登録されたデータは、納品書や請求書等の作成に流用可能なため、書類作成毎のミスを軽減することができます。

## 大きなメリット ③

取引の検索が簡単



書類をデータ化して保存しているため、過去現在の取引データを簡単に検索することができます。  
(プロバイダなどの仕様によりデータの保存期限が異なります)

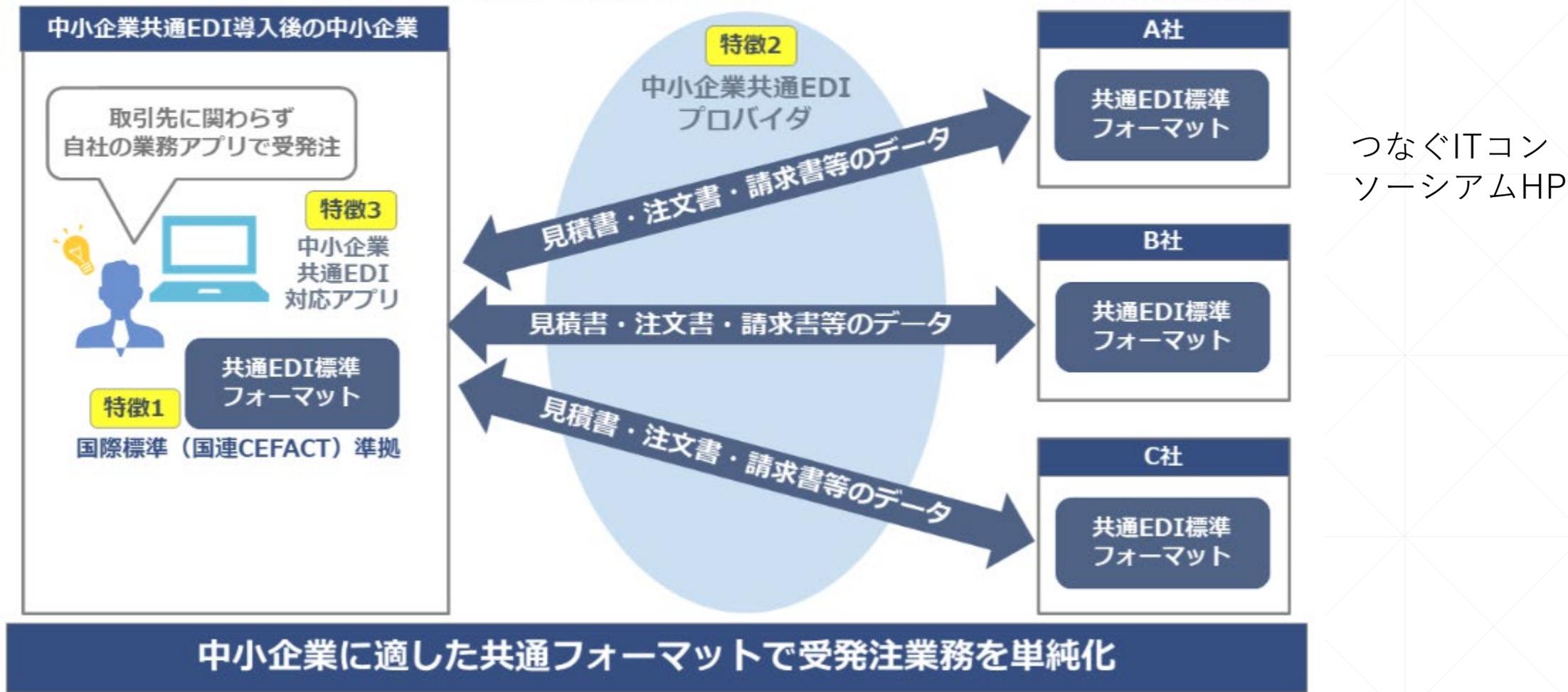
なるほど、



## 中小企業共通EDIの3つの特徴

洋服に例えるなら、従来のEDIは個々に仕立てたオーダーメイド。中小企業共通EDIはすぐに着られる言わば「既製服型」のEDIです。

「中小企業共通EDI」は、平成28年度中小企業庁委託事業で策定された企業間をつなぐ新しい仕組みです。



# 中小企業共通EDI

- 中小企業白書2021
- [https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho/04Hakusyo\\_part2\\_chap2\\_web.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho/04Hakusyo_part2_chap2_web.pdf)
- 本制度の背景・狙い
- 中小企業の受発注業務では、いまだ電話・FAXが主流であり、電子化していても発注企業がそれぞれ異なるシステムの利用を指定するために、自社の業務システムとのデータ連携が進まない状況にあった。
- このような状況を受け、平成28年度経営力向上・IT基盤整備支援事業（次世代企業間データ連携調査事業）において、業種をまたいだ企業間データ連携基盤の実証事業を、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会（以下「ITCA」という。）のホームページで公開されており、実装が可能である。

# 中小企業共通EDI

- 制度の概要
- 中小企業共通EDIは、業種をまたいだ企業間でのデータ接続を実現するために、データ接続を担うプロバイダが国連CEFACTに準拠した共通辞書を用いて、中小企業共通EDIに準拠したデータと、それ以外の仕様によるデータを変換している。
- また、中小企業が日常的に利用するITツールやクラウドサービスに中小企業共通EDIへの接続機能を設けることで、中小企業は使い慣れたITツールから電子受発注を行うことが可能となる。上記を実現するためには、プロバイダと業務パッケージソフトが中小企業共通EDI仕様を適切に実装していることが必要になるが、一般の中小企業利用者には、この確認は技術的に難しい。
- このため、ITCAが中小企業共通EDIに準拠し、相互接続性を確認したプロバイダやITツールなどを認証しており、対応製品やサービスの明確化を図っている。
- 活用のメリット
- 中小企業共通EDIに準拠した製品・サービスを用いてEDIを導入することで、様々な利点が生じる。FAXなどによる受発注との比較においては、①受発注データを社内システムと連動させることによる効率化・コスト削減、②入力誤りや発注漏れなどの人的ミスの軽減、③保存した取引データの検索による効率化、保存コスト削減などが挙げられる。また、他のEDIと比較すると、異なる業種間でも電子的な受発注が可能となることが期待される。

# 中小企業共通EDIの事例（中小企業白書2021）

IT・デジタル化

事例

2-2-14

中小企業共通EDIの使い勝手の良さや導入メリットを説明し、発注先企業50社超のデジタル化を実現した企業

所在地 高知県高知市／愛知県名古屋市  
従業員数 294名／58名  
資本金 1億円／1億円  
事業内容 機械器具卸売業／情報サービス業

## 宮地電機株式会社／株式会社グローバルワイズ

### ▶ EDIの必要性を感じるも取引先企業との連携や開発費用がネックに

高知県高知市の電気工事資材専門商社である宮地電機株式会社では、日常的に取引先への大量の発注業務が発生する。2000年頃、同社でシステム開発を担当する経営管理室の中田和広氏は、それまでのFAXや電話による発注に替えて、既に流通業界などで一般化していたEDIによる発注システムが必要と考えていた。2012年に最大の発注先である大手電機メーカーが専用のEDIを準備。同社で導入してみたところ、発注業務の正確さとスピードが著しく向上した。EDIの利便性を実感した同社では、大手電機メーカーのEDIを参考に自社でも開発し、他の取引先への発注も効率化できないかと考えた。しかし、EDIを自社で開発し運用すると、発注先各社に対して個別に導入を要請する必要があることと、連携のためには技術的な情報を提供するなどの支援が必要となること、多額の開発費用が掛かるという課題が浮上した。

## ▶ 発注先企業を対象にEDI導入を促す説明会を実施

取引先の状況や意向を調査していた2013年、発注先の1社が国際EDI標準に準拠したクラウド型EDIを導入したことを聞き、ベンダーである株式会社グローバルワイズを紹介してもらった。グローバルワイズが提供するクラウド型サービスであれば、自社開発より大幅に安くEDIを導入できる。また、「中小企業共通EDI」の認定サービスとなっており、統一規格であれば汎用性や将来性が期待でき、発注先の納得も得られると考えた。検討の結果、2014年に導入を開始。同社では導入効果を大きくするため、発注先にEDIの導入を促したが、多くは受発注のやり方を変更することに抵抗感を示した。そこで同社ではグローバルワイズと連携して、2015年に同社の発注先企業を対象とした説明会を複数回開催。EDIのメリットを理解してもらうとともに、今後同社として発注先にはEDIの導入を求める姿勢を明示した。説明会に理解を示した数社がまずEDIを導入。その後、調達部門とシステム部門が連携し、発注先企業に対して個別に1社ずつ協力を依頼。各社の理解を得るため、操作説明書を同社とグローバルワイズで作成し、同社が相談窓口として対応。また、グローバルワイズからは、テスト版を各社に送付し、直接画面に触れてもらう環境を作ることでEDIのメリットを理解してもらえよう取り組んだ。

## ▶ インボイス制度の実施に向けて中小企業のEDI導入は加速する

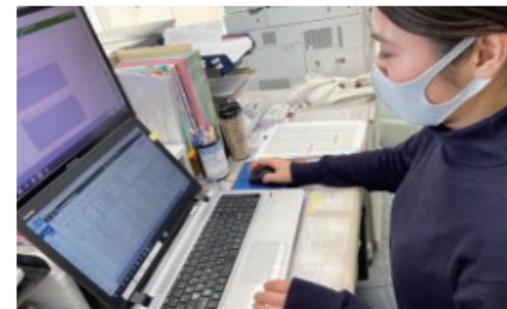
これらの取組が奏功し、約2年間で発注先企業のEDI導入は52社に上った。「EDIをテスト導入してもらい、発注先企業に粘り強く説明をすることで省力化のメリットを理解してもらい、一気に導入が進んだ。自社においても発注業務に費やしていた労働時間を、マーケティング本来の仕事に充てられるようになった。」と中田氏は語る。今後、2023年10月にインボイス制度が実施されると、電子インボイスとして認められるEDI取引が重要になり、急速に普及する可能性がある。また、専用線による古い受発注システムを使っている企業も多いが、そこでよく使われているISDN回線が2024年に廃止されるため、EDI導入の契機にもなる。「大企業、中小企業を問わずデジタルデータでやり取りすることが普通という社会になれば、抵抗感はなくなり、効率化は一気に進む。気軽にEDIが使える世界に向けて、ようやく変わりつつある日本企業の意識を盛り上げていきたい。」とグローバルワイズの伊原栄一社長は将来を見据える。



中小企業共通F2i概要図



EcoChange送受信画面



宮地電機によるEDI活用の様子

## ③ISO21378 「監査データ収集」

### < 標準化の動き >

- ISO21378 「監査データ収集」 (Audit data collection) : 会計データのISO化
- 内容：監査人が被監査会社等から会計データ収集の標準化（異なる会計ソフトウェアであっても同じ形式で外部出力ができるように出力仕様の標準化を行うこと）の検討
- その他の動き
  - XBRL GL
  - AICPA Audit Data Standards
  - OECD Guidance for the Standard Audit File – Tax
  - XBRL (eXtensible Business Reporting Language) : 各種事業報告用の情報（財務・経営・投資などの様々な情報）を作成・流通・利用できるように標準化されたXMLベースのコンピュータ言語

# 対象範囲

- 中国国内のデータ標準規格及びAICPAが公表しているAudit Data Standardをベース
  - ①基礎編
  - ②総勘定元帳
  - ③売掛金
  - ④売上
  - ⑤買掛金
  - ⑥仕入
  - ⑦在庫
  - ⑧有形固定資産など：給与も対象の方向
  - ERPシステムから出力するための標準的なデータフォーマットとして示されている
-

フィールド番号	フィールド名	レベル	フラットファイルデータ		XBRL GL タクソノミ要素 <sup>2</sup>	説明
			データ型	長さ <sup>3</sup>		
11	Amount	1	NUMERIC		gl-cor:amount	監査の下でエンティティの機能通貨またはグループ通貨で記録された取引金額。すべて取引が単一通貨に記録されているため、多通貨換算を実行する必要はない。
12	Amount_Credit_Debit_Indicator	1	TEXT	1	gl-cor:debitCreditCode	金額は借方か貸方かの指標。“C”は貸方、“D”は借方。
13	Amount_Currency	1	TEXT	3	gl-muc:amountCurrency	金額に関連する機能通貨やグループ通貨。ISO 4217 コーディングを参照。
14	Entered_By	1	TEXT	25	gl-cor:enteredBy	記録を残した人の (User_Listing file 内の) User_ID。
15	Entered_Date	1	DATE		gl-cor:enteredDate	仕訳入力システムに入力された日付。これは、時に作成日と呼ばれる。可能な場合、これは、(ユーザが入力した日付ではなく) システムで生成された日付にする必要がある。この日付は、必ずしも仕訳入力は GL または期末日に記帳された日付と一致しない。
16	Entered_Time	2	TIME		(This is included in the ISO 8601 representation of gl-cor:enteredDate, see previous row)	この取引をシステムに入力した時間。ISO 8601 表記の 24 時間制の時刻 (HHMM) (例: PM1:00 = 1300)。
17	Approved_By	2	TEXT	25	gl-cor:entryResponsiblePerson	入力を承認した人の (User_Listing ファイルの) ユーザ ID。
18	Approved_Date	2	DATE		gl-usk:nextDateRepeat	入力が承認された日付。

AICPA(2015)  
 “AuditDataStandards.GL.July 2015 “ : 翻訳、  
 XBRL  
 JAPAN(2016)  
 監査データ標準(総勘定元帳編)(2015年7月)

# 想定されるメリット

- ビッグデータが作成しやすくなる
  - 個人情報保護法の改正で仮名加工情報（他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工された個人情報）が設けられるなど制度面での動きもあり
- 海外子会社・関連会社のデータが、異なるソフトを利用しているでも取り込みやすくなる
- 会計データと販売データなどの業務データとの関連が理解しやすくなり、データ分析も容易となる可能性

## 7. おわりに

- 会計や税務という業務（定型的、細かい作業ばかり、付加価値が見出せない、暗い？）が変化するとともに、この動きが中小企業にも及んでいくと考えられる
- 会計業務・税務業務が守りから攻めに転換する第一歩（大手企業においては、データの分析がより高度化し、経理がより要の部署に変化する）
  - 若手に安心して紹介できる仕事と言えるのではないか
- 前向きにとらえると、会計・税務は明るい未来が広がる

ご静聴ありがとうございました